

予防技術検定模擬テスト

NO.205

— 解説 付 —

〔共通〕

問1 法第4条の2の規定に基づく消防団員の立入検査に関する次の文章を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。ただし、本設問の市町村には消防本部が置かれているものとする。

- (1) 消防長は、当該管轄区域内の消防対象物に消防団員を立ち入らせることができるが、消防署長にはその権限がない。
- (2) 消防長は、火災予防のために特に必要があるとき

は、当該管轄区域内の消防対象物に消防団員を立ち入らせることができる。

- (3) 消防長が、当該管轄区域内の消防対象物に消防団員を立ち入らせる時は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合であれば期日等を指定する必要がある。
- (4) 消防長は、当該管轄区域内の消防対象物に消防団員を立ち入らせることができるが、検査又は質問をさせることはできない。

解答と解説

〔共通〕

問1 答 (2)

解説

昭和24年以前においては、消防本部を置かない市町村では、市町村長を除いては、火災予防のための立入検査を行い得る者がいなかったため、予防行政上支障が生じていた。そこで、法第4条の2が、昭和25年の法改正によって、新たに加えられた。ちなみに、昭和24年当時は市町村数が1万を超えていたのに対して単独消防本部数は206にとどまっていた時代である。

本条の主たる目的は、消防本部を置かない市町村における立入検査に関してであるが、消防本部及び消防署を置く市町村においても、消防組織が質、量とも完全であるとは必ずしも言い難い場合において、消防団員に補完的に立入検査をさせる必要があることを想定して、「消防長若しくは消防署長の所轄の下に」消防団員をして立入検査をさせることを認めている。逐条解説消防法第5版54頁参照。

- (1) 法第4条の2第1項。当該管轄区域内の消防対象物に消防団員を立ち入らせることができる権限は、消防長（法第3条第1項の柱書きにおいて、「消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。）」とされているので念のため。以下同じ。）だけでなく消防署長にも与えられているため、本選択肢は誤りである。ちなみに、消防長又は消防署長は、消防団員に直接命令して立入検査をさせ得るが、消防長又は消防署長は、消防団を所轄の下において行動させることが認められているに過ぎない（組織法第18条第3項参照）ので、個々の消防団員を直接指揮命令することは許されない、と解せられる。なお、消防団長が、消防長又は消防署長の指示なく、消防団員に立入検査をさせることはもちろん、消防団員が自分独自の判断で立入検査をすることも適法でない。逐条解説消防法第5版55頁参照。

- (2) 法第4条の2第1項。「火災予防のため特に必要があるとき」は消防団員に立入検査を行わせることができるため、本選択肢は正しい。ちなみに、消防団員が立入検査を行う場合の要件は、法第4条のように単に「火災予防のため必要があるとき」ではなく厳格な規定となっているが、これをもって直ちに、具体的火災危険性の存在が必要であると断ずるのは適当でなく、「特に」という用語は、法第4条の消防職員による立入検査との関係において補完的なものであることを意味するものと考えられる。逐条解説消防法第5版55頁参照。

- (3) 法第4条の2第1項。消防長（又は消防署長）が、当該管轄区域内の消防対象物に消防団員を立ち入らせる時は、たとえ関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合であっても期日又は期間を指定する必要があることから、本選択肢は誤りである。なお、立入検査の対象となる消防対象物及び期日又は期間は、消防団長を通じて指定することが必要であり、この場合、消防対象物の指定は、個別的行うことに限らず、一括区域を定めて行うことも差し支えない。逐条解説消防法第5版55頁参照。

- (4) 法第4条の2第1項。消防長（又は消防署長）は、当該管轄区域内の消防対象物に消防団員を立ち入らせることに加え、検査又は質問をさせることができるため、本選択肢は誤りである。

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

解説

法第17条第1項は、防火対象物について常に現行の技術上の基準に従って消防用設備等を設置し、維持させることを求めているが、これだけでは、基準の改正の都度消防用設備等の新設や交換、変更などが必要となり、関係者に多大の経済的負担を課すこととなる。これを避け

〔消防用設備等〕

問1 次の防火対象物と消防用設備等の組み合わせのうち、当該設備等が設置された後に設備等技術基準が改正されて当該改正基準に適合しなくなった場合において、当該改正基準に適合させる必要がないものとして消防法令上正しいものを1つ選べ。ただし、当該防火対象物に設置されている当該設備等は、当該改正前の基準に適合しており、かつ、当該改正後に増改築等の工事は行っていないものとし、当該改正基準等の附則等で当該改正基準に適合させる必要がない旨の記述もないものとする。

- (1) 収容人員が30人の4階建て共同住宅に設ける避難器具
- (2) 延べ面積1,000㎡の無窓階である工場に設ける誘導灯
- (3) 収容人員が800人の中学校に設ける放送設備
- (4) 危険物政令別表第4に掲げる可燃性液体類を2,000㎡貯蔵する倉庫に設置されている二酸化炭素を消火剤として用いる全域放出方式の不活性ガス消

火設備のうち、不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であって総務省令で定めるものの適用を受ける部分

〔消防用設備等〕

問2 動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するように火災通報装置を設けなければならない防火対象物として、消防法令上正しいものを1つ選べ。ただし、これらの防火対象物は火災通報装置の設置を要さない場所に設けられていないものとし、その自動火災報知設備の受信機及び火災通報装置は、常時人がいる防災センターには設置されていないものとする。

- (1) 延べ面積が900㎡の物品販売店舗
- (2) 延べ面積が2,000㎡の飲食店
- (3) 延べ面積が1,000㎡の患者を入院させるための施設を有しない診療所
- (4) 延べ面積が600㎡の老人短期入所施設

解答と解説

るため、法第17条の2の5第1項が設けられているが、消防用設備等のうち消火器のように防火対象物の構造部分に手を加えることなく設置又は変更できるもの及び自動火災報知設備（のうち特定防火対象物等に設置されるものに限られる。）のように経済的負担以上に防火安全性の向上にとって効果が高いと認められる消防用設備等については、その対象から除外されている。消防法施行令解説529頁参照。

- (1) 法第17条の2の5第1項。本件の場合、避難器具は法第17条の2の5第1項に規定する「消火器、避難器具、その他政令で定めるもの」に該当し、当該改正基準に適合させる必要があるため、本選択肢は誤りである。
- (2) 法第17条の2の5第1項、令第34条第七号。本件の場合、誘導灯は法第17条の2の5第1項に規定する「消火器、避難器具、その他政令で定めるもの（令第34条第七号）」に該当し、当該改正基準に適合させる必要があるため、本選択肢は誤りである。
- (3) 法第17条の2の5第1項、令第34条。本件の場合、放送設備は法第17条の2の5第1項に規定する「消火器、避難器具、その他政令で定めるもの（令第34条）」には該当せず、当該改正基準に適合させる必要がないため、本選択肢は正しい。
- (4) 法第17条の2の5第1項、令第34条第二号。本件の場合、令第34条第二号及び規則第33条の2第1項に規定する「全域放出方式のもので総務省令で定める不活性ガス消火剤（二酸化炭素）を放射するもの」という要件を満たしており、かつ、令第34条第二号の「不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であって総務省令で定めるものの適用を受ける部分」

という要件も満たしているため、当該改正基準に適合させる必要があり、本選択肢は誤りである。なお、令第34条第二号の規定は、令和2年12月から令和3年4月にかけて、愛知県名古屋市、東京都港区、東京都新宿区において全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備に係る死亡事故が相次いで発生した（事故の概要は令和3年版消防白書第1章第1節火災予防行政の課題等を参照されたい。）ことを踏まえ、事故の再発防止を図るため、令和4年9月16日に政令等の一部が改正された（技術上の基準改正）ことに加え、選択肢の総務省令で定めるものの適用を受ける部分が令第34条の対象に加えられたものである。詳細は「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（令和4年9月14日付消防予416号）を参照されたい。

〔消防用設備等〕 問2 答 (4)**解説**

本設問は消防機関へ通報する火災報知設備のうち規則第25条第3項第五号に規定する自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する火災通報装置の設置義務のある防火対象物について正しく理解しているかを問う設問である。

- (1) 令別表第一(4)項に掲げる防火対象物は延べ面積が500㎡以上で火災通報装置の設置義務があるが、規則第25条第3項第五号に列記されている防火対象物ではなく、この火災通報装置は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動することまでは求められていないため、本選択肢は誤りである。

〔防火査察〕

問1 消防機関の行う違反処理に伴う行政処分等（以下「行政作用」という。）に対する救済を図る方法等に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 行政作用によって生じた損害を金銭で償う「国家補償」には、適法な行政作用によって生じた損失を金銭で償う国家賠償と違法な行政作用によって生じた損害を金銭で償う損失補償という2つの制度がある。
- (2) 行政作用そのものについて争い、その行政作用の取消しを求める争訟による「行政争訟」には、行政機関自身に対して救済を求める「行政不服申立て」と裁判所に対して救済を求める「行政事件訴訟」という2つの制度がある。
- (3) 行政不服申立ての手続については「行政不服審査法」に、行政事件訴訟の手続については「行政事件訴訟法」にそれぞれ規定されている。
- (4) 消防法第5条の4は、同法第5条第1項、同法第5条の2第1項又は同法第5条の3第1項の規定による命令に対して、受命者が審査請求をする場合、その審査請求の期間について「行政不服審査法」の特例を設けたものである。

〔防火査察〕

問2 消防法に基づく違反処理等に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 消防法第8条の2の3第1項の防火対象物点検等の特例認定を受けている防火対象物において、当該防火対象物の管理について権原を有する者の変更があり、同法第5項に基づく届出を怠っていることを確認したので、消防法第46条の5に規定する過料に処するため、当該変更前の管理について権原を有する者の住所地を管轄する地方裁判所に過料事件の通知することとした。
- (2) 告発とは、告訴権者及び違反者以外の第三者が、捜査機関（警察又は検察）に対し、違反事実を申告して、処罰を求める意思表示であり、刑事訴訟法第239条第2項では公務員の告発義務について定めているが、この告発義務については、当該公務員の職務上正当と考えられる程度の裁量まで禁止するものではないとされている。
- (3) 消防法第8条の2の5第1項に規定する自衛消防組織が置かれておらず、行政指導にも従わないホテルの管理について権原を有する者に対し、消防法第8条の2の5第3項に基づき消防署長名で命令を発動したが、履行期限内に改善されなかったため、同命令違反で告発することとした。
- (4) 消防法第5条の3第2項に基づく措置（略式の代執行）の要件は、火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防の活動になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有するものを確知することができないため、これらの者に対し、法第5条の3第1項に基づく必要な措置をとるべきことを命ずることができないときである。

解答と解説

- (2) 令別表第一(3)項口に掲げる防火対象物は延べ面積が1,000㎡以上で火災通報装置の設置義務があるが、同様に規則に列記されている防火対象物ではないため、本選択肢は誤りである。
- (3) 令別表第一(6)項イ(4)に掲げる防火対象物は延べ面積が500㎡以上で火災通報装置の設置義務があるが、同様に規則に列記されている防火対象物ではないため、本選択肢は誤りである。
- (4) 令別表第一(6)項口(1)に掲げる防火対象物であれば延べ面積にかかわらず火災通報装置の設置義務があり、この火災通報装置は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動することも求められていることから、本選択肢は正しい。なお、この場合の自動火災報知設備は「蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置」、「二信号式の受信機の設置」、「蓄積付加装置の設置」又は「設置場所の環境状態に適応する感知器の設置」のいずれかにより非火災報対策を講じることが望ましいとされている。また、自動火災報知設備の作動時の対応が適正に行われるよう、「誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習

熟させておく必要があること。」、「非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。」、「自衛消防訓練等を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。」及び「非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。」について関係者に周知することとされている。なお書き以降の内容は、いずれも「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成26年3月28日付消防予第118号）を参照されたい。

〔防火査察〕 問1 答 (1)

解説

- (1) 違反処理標準マニュアル（令和4年11月、総務省消防庁予防課）により、「国家補償」には2つの制度があるが、適法な行政作用によって生じた損失を金銭で償うものは損失補償であり、違法な行政作用によって生じた損害を金銭で償うものは国家賠償で、不適当。
- (2) 違反処理標準マニュアルにより適当。